

鷹栖の装蹄用具及び関連資料の登録によせて
—保存と活用—

文化庁 民俗文化財調査官 加藤 基樹



「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」399点が、
登録有形民俗文化財に登録されることになりました



装蹄用具 236点



関連資料 163点

登録へのプロセス

- 令和5年12月15日 盛山正仁文部科学大臣は、登録有形民俗文化財に登録することについて文化審議会に諮問
- 令和5年12月15日 文化審議会は、文化審議会文化財分科会第五専門調査会へ調査を依頼
- 令和5年12月26日 文化審議会文化財分科会第五専門調査会で調査され、原案のとおり決定
- 令和6年 1月19日 文化審議会は、盛山正仁文部科学大臣へ本件、議決された旨、答申
- 令和6年 3月21日 官報にて告示

○文部科学省告示第三十八号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。
 令和六年三月二十一日
 文部科学大臣 盛山 正仁

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
佐野の天明鋳物生産用具及び製品 一、五五六点	生産用具 一、五二二点 製品 三四点	佐野市	栃木県佐野市高砂町一番地

○文部科学省告示第三十九号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
 令和六年三月二十一日
 文部科学大臣 盛山 正仁

名称	所在地	保護団体
法多山の田遊び	静岡県袋井市	法多山田遊祭保存会
當麻寺練供養	奈良県葛城市	當麻寺菩薩講
小豆島農村歌舞伎	香川県小豆郡土庄町、小豆島町	肥土山農村歌舞伎保存会 中山農村歌舞伎保存会
川内大綱引	鹿児島県薩摩川内市	川内大綱引保存会

○文部科学省告示第四十号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第三項において準用する同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。
 令和六年三月二十一日
 文部科学大臣 盛山 正仁

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
鷹栖の装蹄用具及び関連資料 三九九点	装蹄用具 二三六点 関連資料 一六三点	鷹栖町	北海道上川郡鷹栖町南一条三丁目五―一
島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具 一、五九八点	漁撈用具 一、五九八点	松江市	島根県松江市末次町八六

○文部科学省告示第四十一号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条の五第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第七十八条第三項の規定に基づき告示する。
 令和六年三月二十一日
 文部科学大臣 盛山 正仁

名称	所在地	保護団体
庄内の笹巻製造技術	山形県	
薩南諸島の黒糖製造技術	鹿児島県	

○厚
 生
 六条
 部を
 以下
 第23
 を区
 正
 今
 の
 定す
 第一

登録諮問へのプロセス

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として

平成23年 文化庁「登録有形民俗文化財伝承状況調査」(平成22年度)
→装蹄用具(50種 概ね300点)が記載

平成27年 鷹栖町：新資料台帳を作成

令和 4年 6月 資料整理状況の現地確認～目録整理

令和 5年 6月 登録資料の選定～写真撮影
→鷹栖町教育委員会や郷土研究者の方々の尽力による

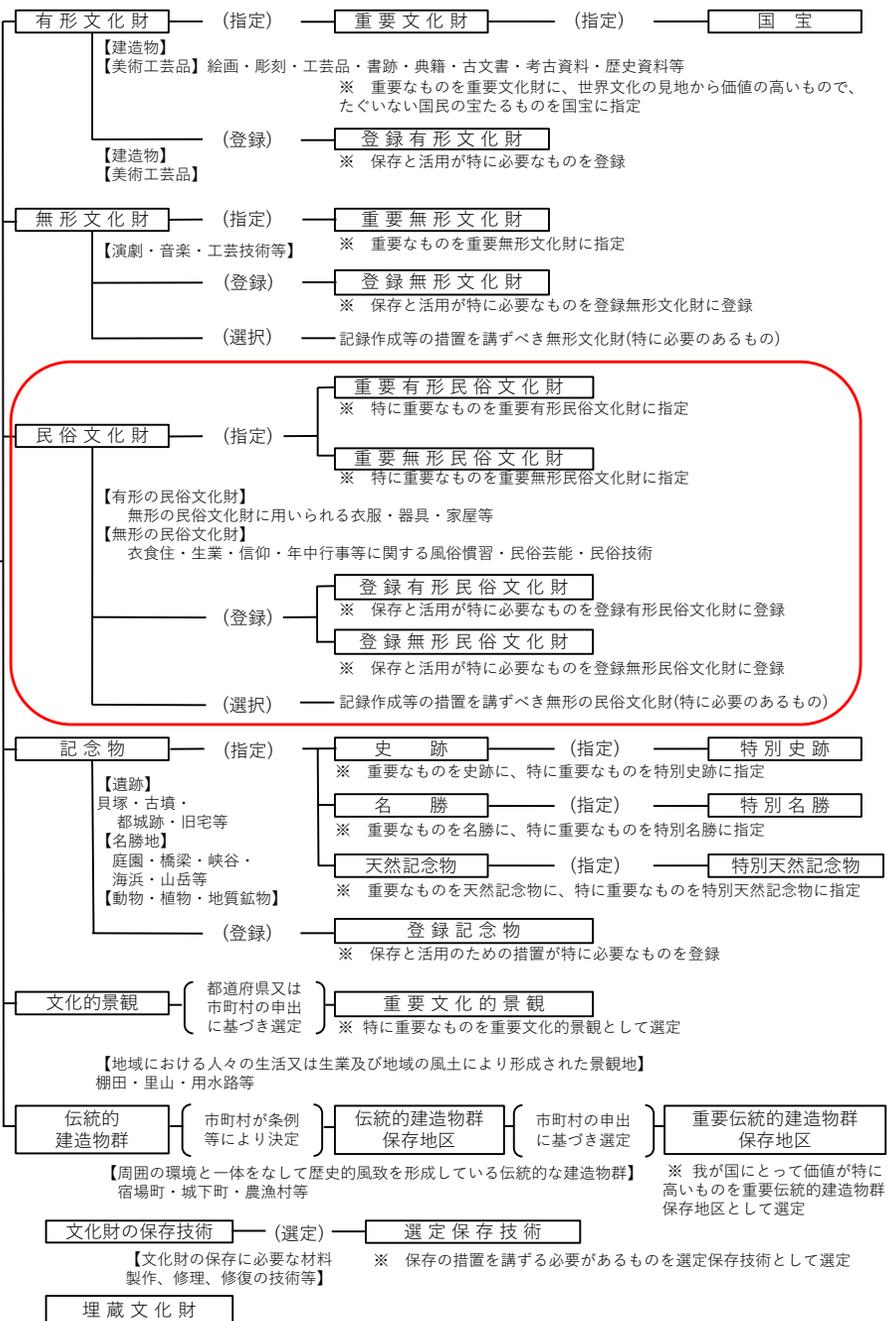


令和 5年 12月 15日 盛山正仁文部科学大臣は、登録有形民俗文化財に
登録することについて文化審議会に諮問

登録・有形・民俗文化財

文化財

民俗文化財



特に重要なもの

重要有形民俗文化財

指定

重要無形民俗文化財

保存と活用のための措置が特に必要なもの

登録有形民俗文化財

登録

登録無形民俗文化財

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるもの

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

選択

登録・有形・民俗文化財

◎「民俗学」

- ・近代化による伝統消滅の危機意識から誕生

1930年代（昭和初期）に柳田国男によって体系化

民俗 = 民間社会において世代を超えて伝えられてきた風俗や慣習。基層的な生活文化

（民族 = 同じ文化を共有し、生活様態を一にする人間集団）

民俗学 = 民俗を資料として庶民生活の変遷史を明らかにし、現在の日本人の生活や生き方を考える学問

◎文化財保護法における定義

「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」

（文化財保護法 第2条第3項）

◎「民俗文化財」という用語

= 「民俗」 + 「文化財」 文化財行政上の造語/新しい概念

※昭和50年（1975）法改正で「民俗資料」から改称

登録・有形・民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能、民俗技術の3つの分野 = 無形の民俗文化財

この3つの分野に用いられてきた用具や施設 = 有形の民俗文化財

- ◎ 「民俗文化財」は、
「有形」と「無形」の2つの文化財から構成される唯一の文化財類型
- ・ 日本人の日常的な生活文化の移り変わりを理解する上で不可欠なものを保護対象とする。
- ・ 日本列島における文化の多様性を前提とし、各地の民俗事象の有り様を重視する。

登録・有形・民俗文化財

◎指定制度と登録制度

「重要有形民俗文化財」の指定（昭和25年～） 226件 →227件

⇒特に重要なもの

「登録有形民俗文化財」の登録（平成17年～） 49件 →51件

⇒保存と活用が特に必要なもの

有形の民俗文化財は、「民具」と呼ばれてきた日常卑近な道具類が多く、「当たり前なもの」「どこにでもあるもの」として考えられ、文化財として評価されにくい傾向

- ・文化財の観点から意識的に見出し、地域の歴史や人々の営みと関連させて位置付ける。
- ・特定のテーマに基づいて体系的に分類・整理し、まとまりのある資料群として整える。

昨年の登録有形民俗文化財登録



◀ 「諏訪の下駄スケートコレクション」
（長野県諏訪郡下諏訪町）
130点 令和5年3月登録



「甲賀売薬の製造・販売用具」 ▶
（滋賀県甲賀市）
2,488点 令和5年3月登録



重要有形民俗文化財

「アイヌのまるきぶね（河沼用）」1隻

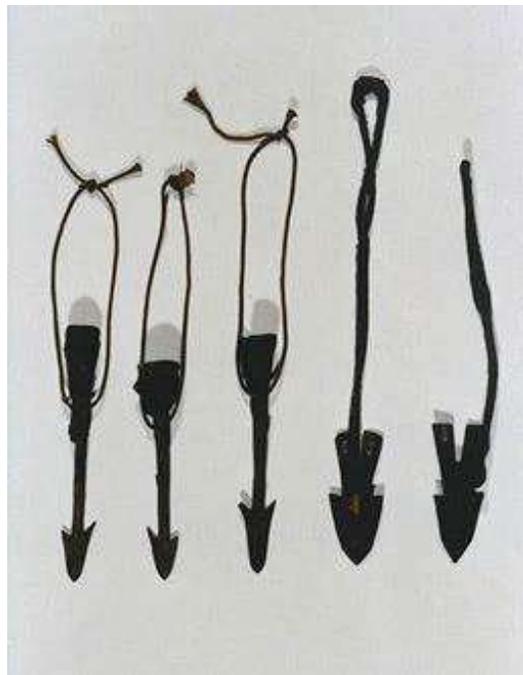
- ・昭和32年指定
- ・所有者：北海道大学
- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園内
北方民族資料室（植物園管理棟2階）保管・展示



重要有形民俗文化財

「アイヌの生活用具コレクション」 730点

- ・内訳：衣食住関係197点 生産関係174点 運搬関係9点
信仰関係362点 楽器8点
- ・昭和34年指定
- ・所有者：函館市
- ・函館市北方民族資料館 保管・展示



重要有形民俗文化財

「留萌のニシン漁撈用具(旧佐賀家漁場)」 3,745点

- ・ 内訳：網及び網関係用具1,059点 船及び船関係用具340点
沖揚げ・加工関係用具1,486点 修理関係用具307点
施設・経営関係用具553点
- ・ 平成7年指定
- ・ 所有者：留萌市
- ・ 旧留萌佐賀家漁場 保管・展示



重要有形民俗文化財

「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」 1,121点

- ・ 内訳：衣生活用具82点 食生活用具11点 住生活用具67点 生産・生業関係用具263点 交通・運搬用具47点 社会生活関係用具98点 信仰関係用具376点 民俗知識関係用具13点 芸能・遊戯関係用具22点 人の一生関係用具42点
- ・ 平成14年指定
- ・ 所有者：平取町(一部個人)
- ・ 平取町立二風谷アイヌ文化博物館、萱野茂二風谷アイヌ資料館
保管・展示



鷹栖の装蹄用具及び関連資料の概要

「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」 399点



装蹄用具 236点



関連資料 163点

鷹栖の装蹄用具及び関連資料
装蹄用具 236点



ふいご
(賞 第四回北海道蹄鉄工競技大会)



抜歯器



開口器



金敷

点滴容器



薬捏鉢

長蹄刀



刮削刀



削蹄槌



装蹄道具箱



削蹄台

火鉗



剪鉗



火鉗



歯鑿



歯鑿



釘目打



鼻捻



バチ型包丁



釘穴開



釘節刀



氷上蹄鉄(1本爪)



氷上蹄鉄(2本爪)



尋常蹄鉄



尋常蹄鉄(前爪あり)



鍛冶神ご神体



縦髪ブラシ



馬ブラシ



縦髪櫛



金櫛



馬用かんじき



蹄鉄(泥炭用)



蹄鑪



鷹栖の装蹄用具及び関連資料 一覧表

大分類	中分類	小分類	点数
装蹄用具	蹄鉄・造鉄用具	蹄鉄	56
		造鉄用具	18
	装鉄・削蹄用具	古鉄剥取用具	32
		削蹄・鑪掛用具	11
		釘付用具	49
		装蹄所用具	35
	治療用具		35
	小計		236
関連資料	農耕用具		35
	運搬用具		7
	馬具		97
	その他		24
	小計		163
合計			399

文化財としての評価

我が国では、近代以降、殖産興業政策として北海道の開拓が行なわれ、日本有数の馬産地であった北海道では、土地の開墾や農場の整備に馬が重用された。そのため、道内には数多くの装蹄所が設けられ、馬の蹄の保護や健康管理に装蹄職人が大いに活躍した。

本件は、鷹栖町で営まれていた装蹄所の用具がまとまって収集されており、当地における装蹄の実態を伝える資料群となっている。また、冬期用の蹄鉄類など寒冷地ならではの用具も含まれ、地域的特色も顕著である。

北海道における装蹄職人の技術や近代の開拓の様相を理解する上で注目される。

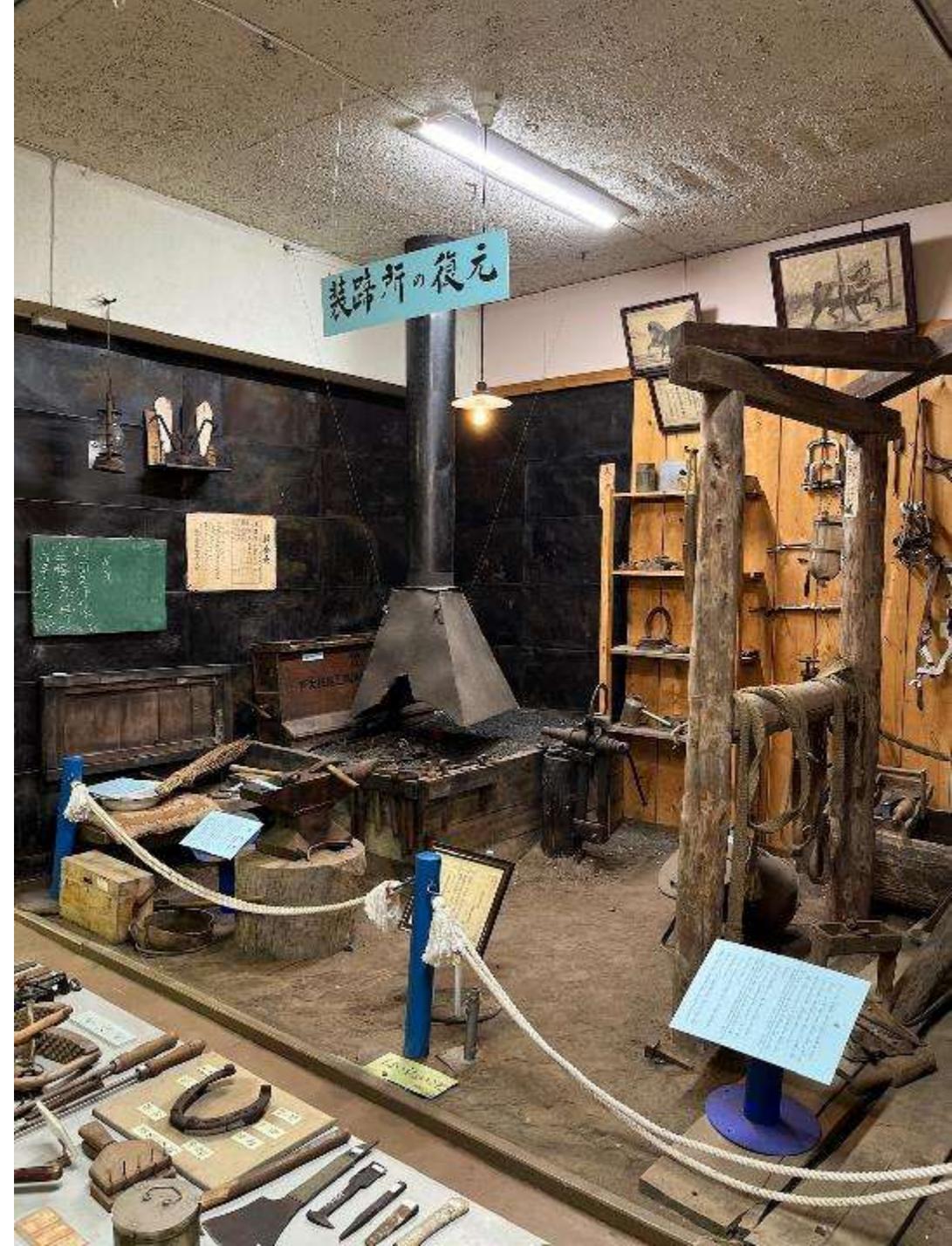
(文化審議会説明資料より)

○ 北海道における他の装蹄用具の収集

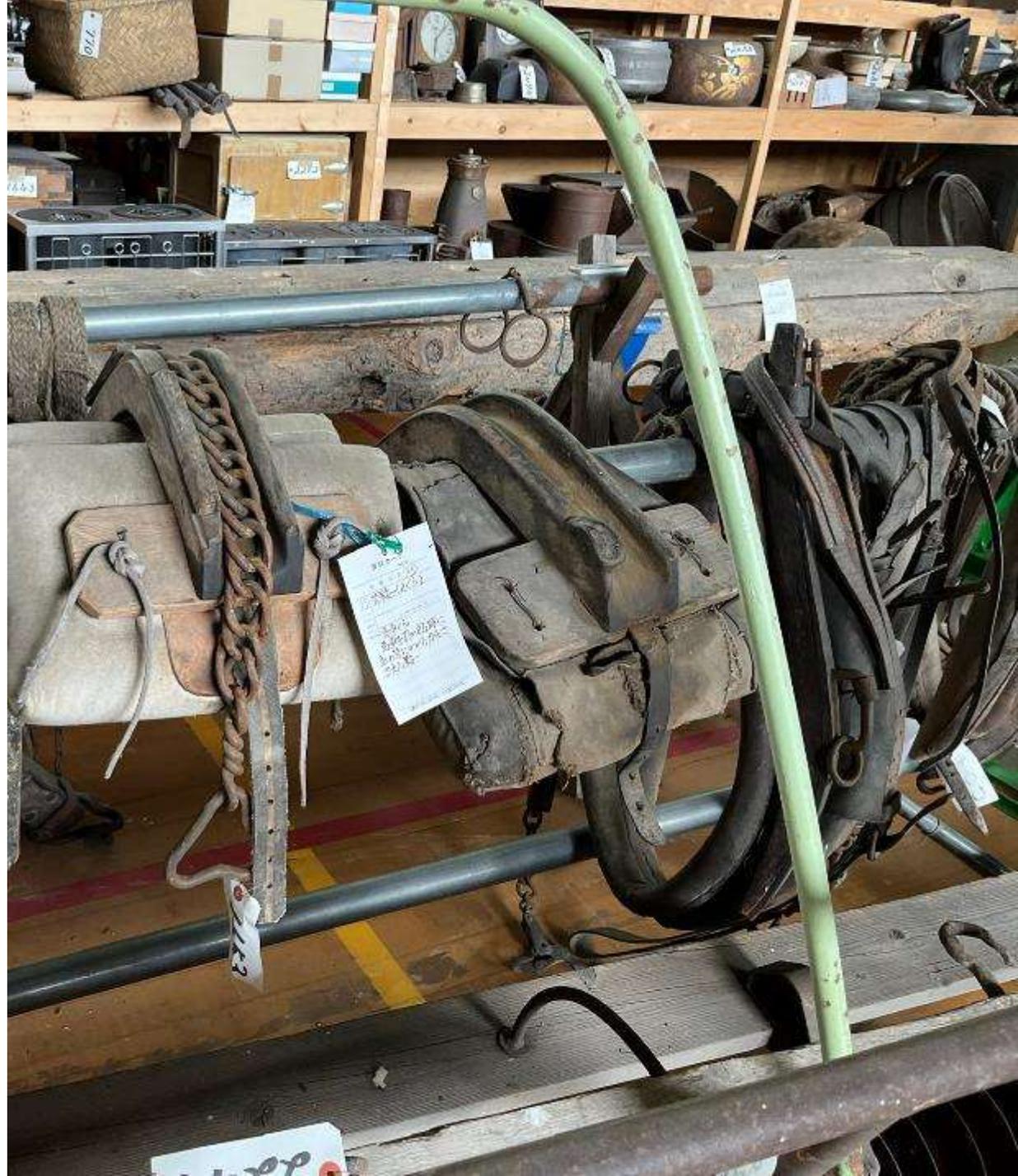
北海道博物館(北海道開拓記念館+道立アイヌ民族研究センター)、馬の博物館(十勝)、北海道開拓の村(札幌)、江別市立博物館などにまとまった収集あり。

※ これらの収集の内容は北海道内から収集したもの。

郷土資料館



郷土資料館



文化財登録への道

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として

○佐藤一郎氏、朝倉光浩氏らの尽力

(佐藤氏の述懐)

「鷹栖町の歴史も明治25年に始まり、87年。府県のものにくらべてあまりにも日は浅いが、しかし、府県の歴史には見られない、今まで顧みられなかった寒冷地開拓という歴史がある。そこには、今の時代にははかり知れない苦難の数々を経て、今日の発展が築きあげられたものであり、今後、誰も予測できない逆境に立つことがあっても、これに耐え忍び再起への糧となることを信じたい」

(「郷土資料館奮戦記」より)

→昭和52年9月 鷹栖町文化財保護条例の制定
第一回文化財審議委員会において、
資料の収集と資料館の開設計画が決まる。



文化財登録への道

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として

○佐藤一郎氏、朝倉光浩氏らの尽力

昭和53年3月31日

郷土史研究会のメンバーを中心に「郷土資料館づくりを進める会」が発足。

朝倉光浩氏を会長として、8月8日の町民の日を開館日と決め、資料収集・建物の改修・展示計画に入る。

※建物：「青年研修所」(昭和36年)→「役場別室」→空き家

開館まで、130日…。



文化財登録への道

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として

○資料の収集

昭和53年4月上旬から、町民の皆さんの協力を得て、およそ1,700点を収集。

集まった資料を分類して台帳に記入、必要に応じて修理作業を行い、説明用パネル原稿を農繁期に手分けして執筆した。

○展示の造作

開拓当時の大木の切り株が手に入らなかったので、暫定的に馬櫓として米俵を積んだ。コンクリート柱を櫓の大木に仕上げることに。両頼進氏の尽力で、何度も色を調整し、これに取り付ける枝を採取するために、櫓の大木に登り、手に大きな豆を作った。



文化財登録への道

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として



○手作りの資料館

郷土資料館の開館に向けて、二度三度の配置換え、重い展示ケースを運ぶのに六人がかり、階段でガラスケースの運搬中に、岩谷氏が指2本を数針縫う大けがをされた。

○農耕馬のはく製

郷土資料館の目玉として農耕馬のはく製が望まれた。開館には間に合わなかったが、開館1か月後に連絡があった。開拓当時に使っていた馬と同種のもので、購入を決め、昭和54年1月31日、資料館に搬入されたという。

文化財登録への道

昭和53年 鷹栖町に郷土資料館が開館→町の歴史・文化を伝える施設として

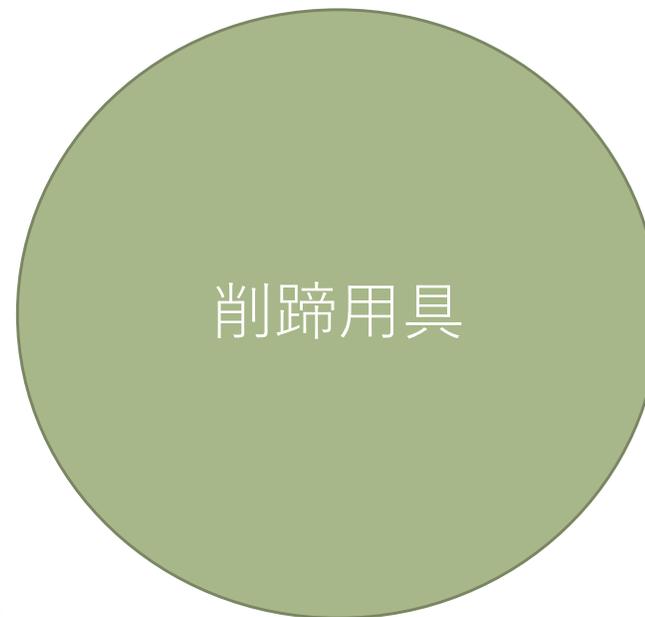
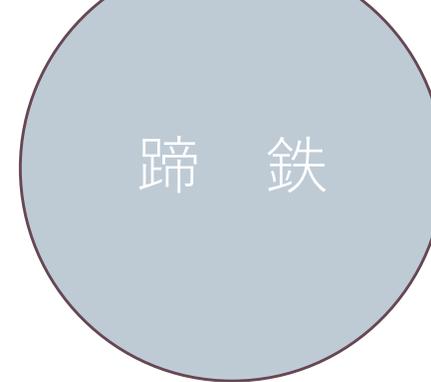
○装蹄所の再現のために

町内の元装蹄所を訪ね「すべて寄付してください」というとまだ未練があり簡単にはいただけない。全く金を出す訳ではないのでなおさらである。

佐藤一郎氏と佐藤節雄氏(後の町長)と「東鷹栖三箇の市街地に塚本装蹄所がある。いってみよう」出かけた。開館のことを告げて寄付をいただけないかとお願いした。「馬による北海道農業を長く讃えたいのです。できれば丸ごと装蹄所を移したい」と話したところ、馬柵も全部もっていったいい、蹄鉄もふいごもあるということで全部いただいた。

ほかにも、蝶野さん、棟方さん、山中さん、新田外次郎さんなど、元装蹄所をすべて廻り、資料を収集した。





装蹄のための用具

装蹄とは？
蹄鉄を馬の肢勢に適合する
ように装着すること。

- ①装蹄方針の決定、②古鉄の除去、③削蹄、④蹄鉄の修整・適合、⑤釘付け、⑥装蹄後の検査

「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」 399点のうち、装蹄用具236点

○ 鷹栖地域のおもな装蹄所

- 鷹栖地区 伊山装蹄所
- 松井装蹄所
- 中央地区 尾関装蹄所
- 北野地区 巢内装蹄所
- 北斗地区 横山装蹄所
- 北成、大成、知遠別出張所
- 旧鷹栖村（東鷹栖）
- 塚本装蹄所



装蹄用具 236点

蹄鉄

蹄鉄の分類



夏蹄鉄

冬蹄鉄



夏蹄鉄

冬蹄鉄



夏蹄鉄

冬蹄鉄

夏蹄鉄

冬蹄鉄



蹄鉄子



蹄鉄子
夏蹄鉄用

322

蹄鉄子



蹄鉄子



蹄鉄子



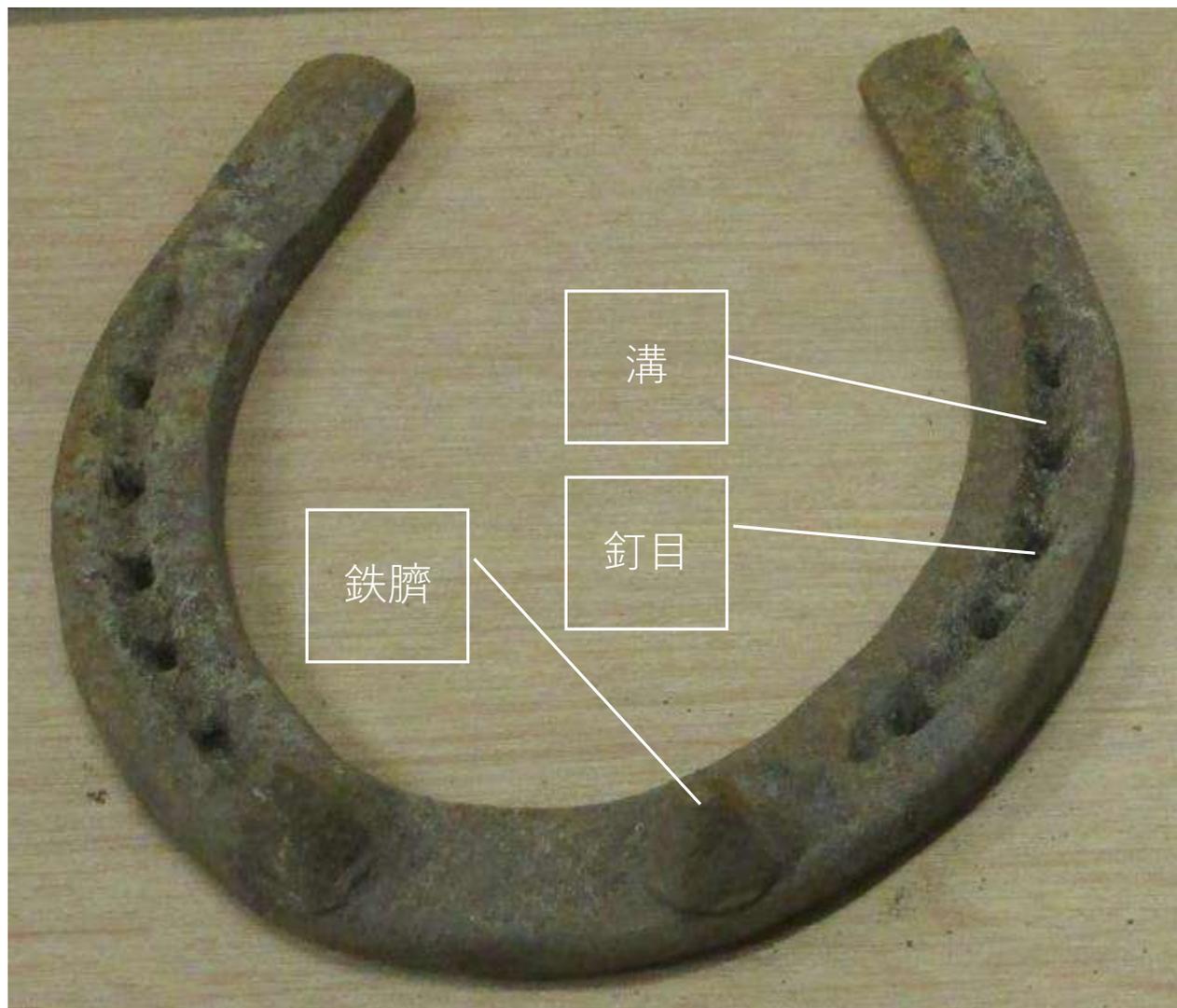
各種の蹄鉄

尋常蹄鉄



各種の蹄鉄

氷上蹄鉄



各種の蹄鉄 馬用かんじき



各種の蹄鉄

泥炭用蹄鉄

変蹄鉄(故障馬用)



1

造鉄

2

古蹄鉄の取り外し

3

削蹄・鑪掛け

4

蹄鉄の修整・適合

5

釘付け

1

造鉄

- ・鉄を熱し、鋸などの道具でこれを鍛え、形を整える。
- ↓鍛冶職人に通じる作業
- ・尋常蹄鉄や氷上蹄鉄の製作
- ・釘目をあける



2

古蹄鉄の取り外し

3

削蹄・鑪掛け



4

蹄鉄の修整・適合

5

釘付け

1

造鉄

2

古蹄鉄の取り外し

蹄から古い蹄鉄を取り除く作業で、木槌と釘節刀を用いて、曲げてある釘節を切り、剪鉗で蹄鉄を剥ぎ取る。



3

削蹄・鑪掛け

4

蹄鉄の修整・適合

5

釘付け

1

造鉄

2

古蹄鉄の取り外し

3

削蹄・鑪掛け



伸びきった蹄（蹄壁）を切り取る作業で、蹄壁面に粗目の平鑪をかけ、凹凸を平らにする。蹄の底と中心部分の蹄支・蹄又の手入れを行い、削蹄の行程に入る。削蹄槌と蹄刀、バチ型蹄刀（庖丁）等を用いて、蹄底の外縁を削り取る。蹄刀を補助する刮削刀なども用いた。蹄壁の角を落とす鑪掛けをして削蹄は完了する。



4

蹄鉄の修整・適合

5

釘付け

1

造鉄

2

古蹄鉄の取り外し

3

削蹄・鑪掛け

4

蹄鉄の修整・適合

馬ごとに異なる蹄のカタチに合わせて蹄鉄を鍛える鍛冶作業。蹄鉄の先端を熱して鉄唇をたたき出し、湾曲も修正する。
蹄の底（蹄負面）に熱した蹄鉄を焼き付けて密着（適合）させる。焼き付けは五五〇度で行う。



5

釘付け

1

造鉄

2

古蹄鉄の取り外し

3

削蹄・鑪掛け

4

蹄鉄の修整・適合

5

釘付け

蹄鉄を蹄に密着させ、蹄釘で白線外側の蹄壁に打ちつける。釘先2〜3センチを外側に突出させ、先端を切り取り、残った釘身を蹄壁にそって打ち曲げてとめる。



【参考】

○ 装蹄師の概要 「洋式の装蹄技術」 = ドミニック式装蹄法

享保11年 オランダ人 ケイズル →普及せず

明治6年 フランス人 ビュースト →兵学寮

明治23年 ドイツ人 ミューレル →駒場農学校

同 年 蹄鉄工免許制度 (故障馬が増えたため)

明治27年 「装蹄術教範」 陸軍式装蹄法の確立

大正15年 獣医師法 (蹄鉄工の医療行為の制限)

昭和15年 装蹄師法

昭和20年3月1日現在 全国の装蹄師数 7,612名

昭和26年 装蹄師法改正 (国家試験による資格制に)

昭和45年 装蹄師法廃止 (馬の頭数激減による)
新認定試験制度「技術認定(級)」の確立

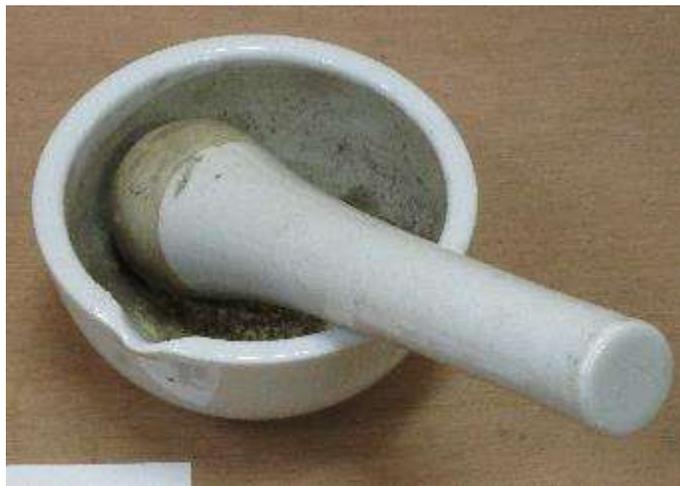
(日本装蹄師協会)

「装蹄師」から「装削蹄師」に変更

基本的に装蹄師と獣医師は別

塚本装蹄所などでは、治療も
行っていた。

※歯の手入れ頻度(～5歳)約半
年に一度



治療用具 装蹄用具に含む

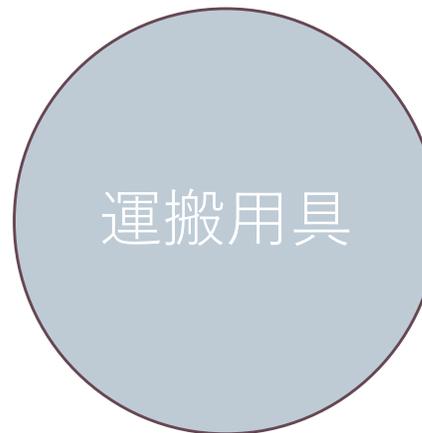
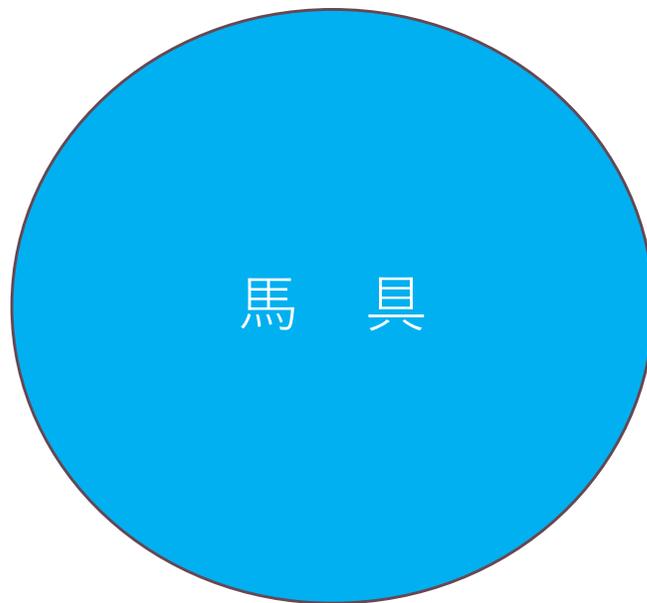
「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」 399点



装蹄用具 236点



関連資料 163点



馬の活躍がわかる用具

鷹栖の装蹄用具及び関連資料
関連資料 163点



柴巻馬轡



方形ハロー



玉轡



籠環 (とちかん)



馬鋤



藁切機



くつわ(轡)



蕨型 (わらびがた)



ガラ蒲団



弁当吹(かます)



背鞍

馬耕用具 35点 馬具 97点



<https://www.table-source.jp/news/event-tajinba/>

鷹栖の装蹄用具及び関連資料

三九九点

運搬用具 7点



<https://www.table-source.jp/news/event-tajinba/>

その他 24点



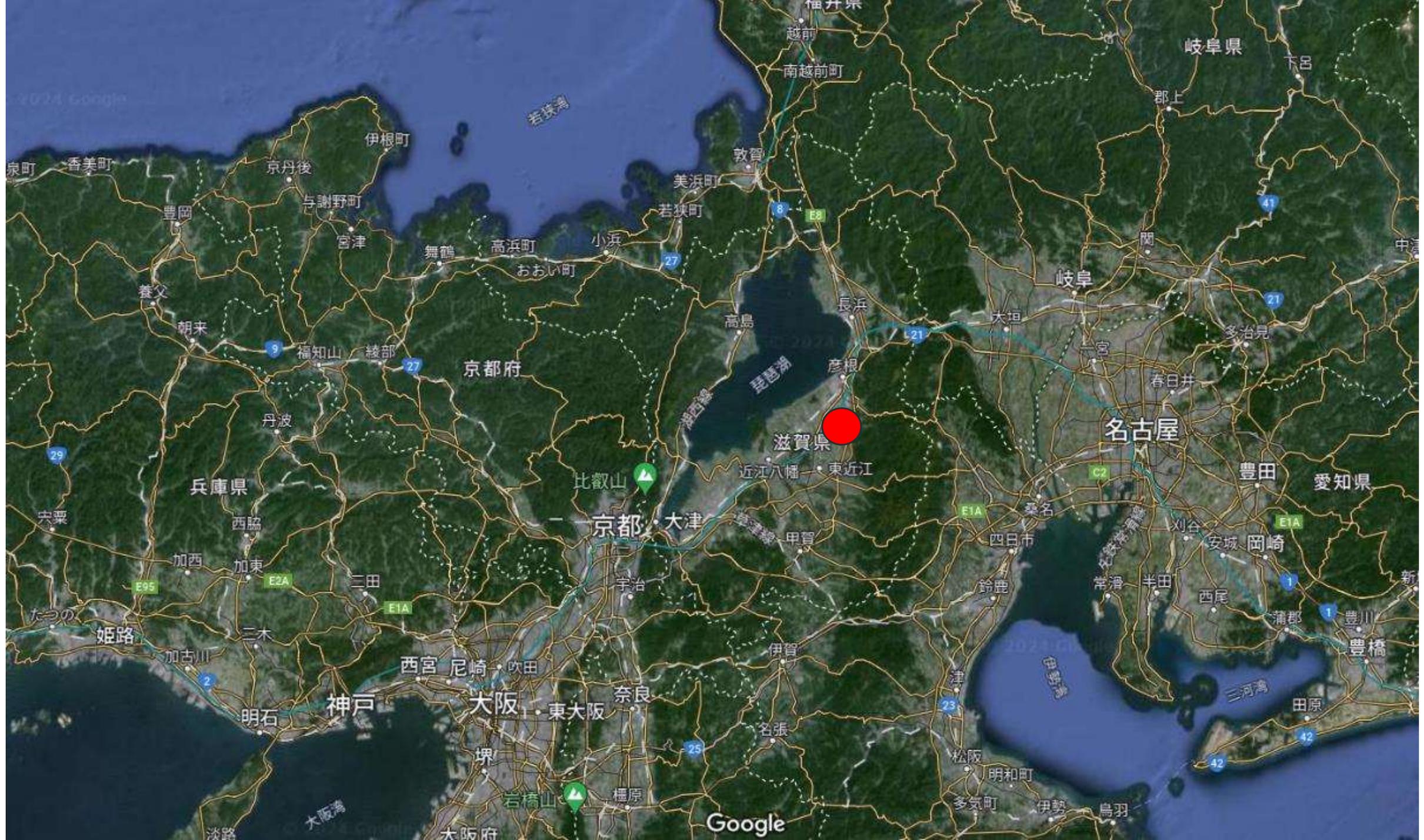
近年、農林業の分野でも化学肥料や化石燃料を使わないサステナブルな農林業「循環型農林業」が注目されている。馬搬（ばはん）・馬耕（ばこう）といった馬を使った農林業もその一つだ。昭和初期以前、馬や牛の畜力を使った農林業は、日本中のあらゆる場所で見ることができた。昭和中期に機械化が進むことで、馬による農林業は急速に姿を消していった。道の整備されていない山から木材を馬で運び出す「馬搬」は、山を無理に削る必要がないため、自然環境や水源の保全に役立つ。馬で田畑を耕す「馬耕」では、馬糞も優れた肥料として活用されている。



<https://www.table-source.jp/news/event-tajinba/>

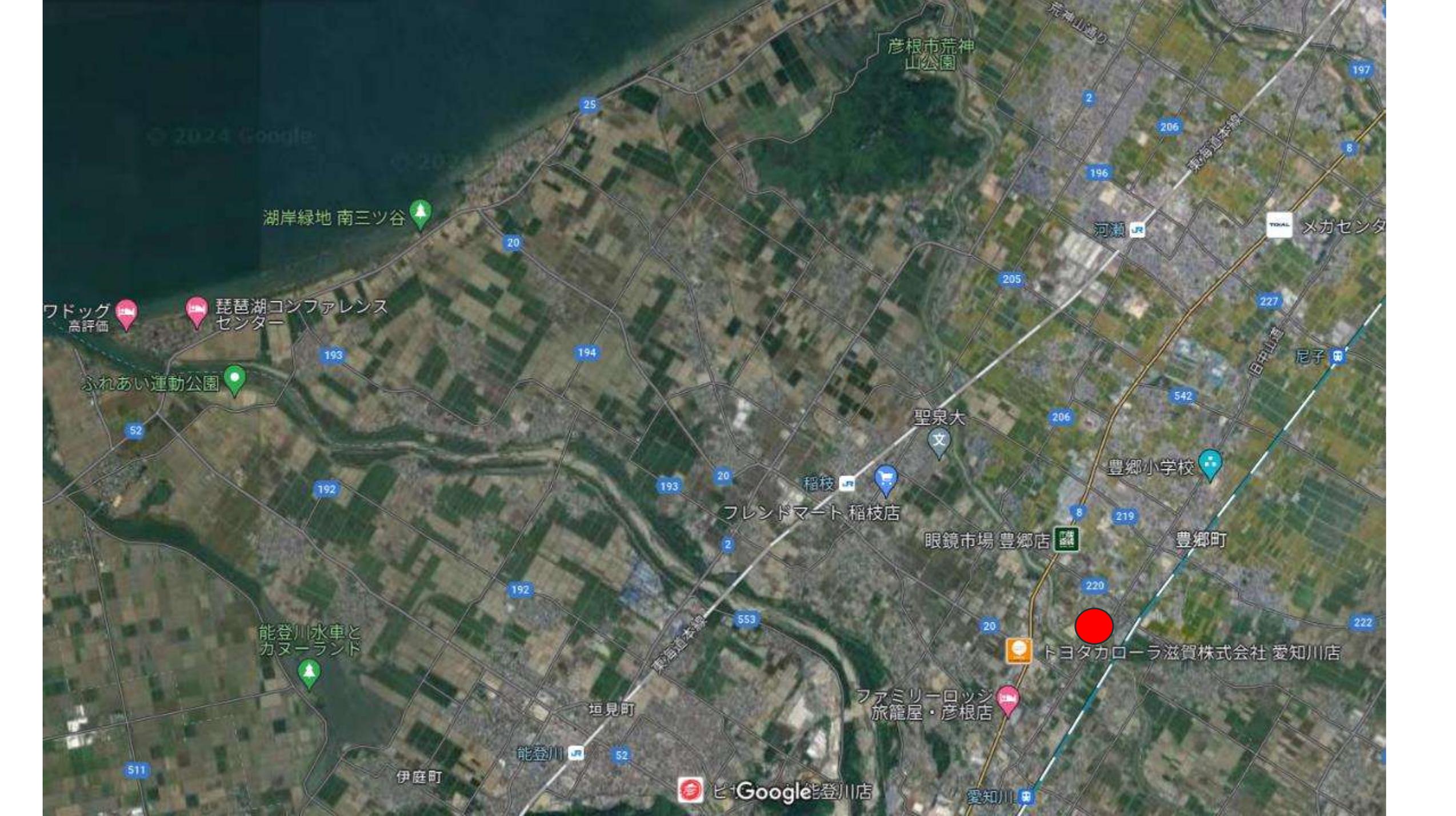
さらなる活用への期待

— 用具の背景への関心 —



© 2024 Google

Google



彦根市荒神山公園

湖岸緑地 南三ツ谷

ワドッグ 高評価

琵琶湖コンファレンスセンター

ふれあい運動公園

能登川水車とカヌーランド

伊庭町

垣見町

能登川

Google 能登川店

聖泉大文

稲枝

フレンドマート 稲枝店

眼鏡市場 豊郷店

豊郷小学校

豊郷町

ファミリーロッシ 旅籠屋・彦根店

トヨタカローラ滋賀株式会社 愛知川店

メガセンター

尼子

愛知川



古河AS(株)豊郷工場

豊郷病院

ケースデンキ豊郷店

伊藤忠兵衛記念館

品豊郷店

(株)大栄運送
豊郷営業所

豊郷

三洋堂書店豊郷店

肉の千石屋

沢

21号戸田倉庫

関西電力送配電
豊郷変電所

宇留川

杉

ハイツサニープラス

日栄

同屋
営業所

日枝郵便局

豊会館

上枝

DE OJAL
omomuki to kami

豊郷町立日栄小

Google



豊会館（又十屋敷）

○旧藤野辰次郎屋敷 店名「又十」

藤野辰次郎は近江商人藤野家の初代。
辰次郎は北海道の別海、標津、国後に缶詰工場を経営。「明治期の缶詰王」

近江商人
= 近江国に本宅を置いて、他国稼ぎした商人

○藤野家の北海道進出

藤野辰次郎から2代さかのぼった18世紀終わりに始まる。

この地で代々農業を営んでいた藤野四郎兵衛宗興の次男嘉兵衛が、天明元年(1781)に松前に渡り、その地で呉服商をしていた萬屋に奉公に出たのに始まる。

寛政12年(1800)に屋号「柏屋」、店名「又十」として「東西蝦夷地出産物運輸売買ノ業」（産物廻漕・販売業者）として独立。

文化3年(1806)には場所請負を松前藩より許可。礼文島から択捉島に至る漁業生産・輸送・販売を一手に担う、松前の豪商となる。



<https://toyosato-kanko.jp/spot/yutaka/>

豊会館（又十屋敷）

○藤野家の北海道進出

明治時代になっても、藤野家は北見国・根室国における漁業だけでなく、函館を拠点とした廻漕業、商業、倉庫業、そして旭川を中心とした牧畜業など多角経営を行った。

○藤野家、大阪へ

辰次郎は喜兵衛の息子で藤野家を継いだ四郎兵衛喜紹の子。その実兄で本家を継いだ四郎兵衛喜奥は、明治時代になり大阪へ拠点を移す。治時代になっても、藤野家は北見国・根室国における漁業だけでなく、函館を拠点とした廻漕業、商業、倉庫業、そして旭川を中心とした牧畜業など多角経営を行った。

参考文献

- ・「藤野家履歴書」（『根室市史』史料編、昭和43年）
- ・坂野鉄也・堀井靖枝「初代藤野辰次郎について 蝦夷地に渡った近江商人藤野家の近代」（『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第52号、2019年）

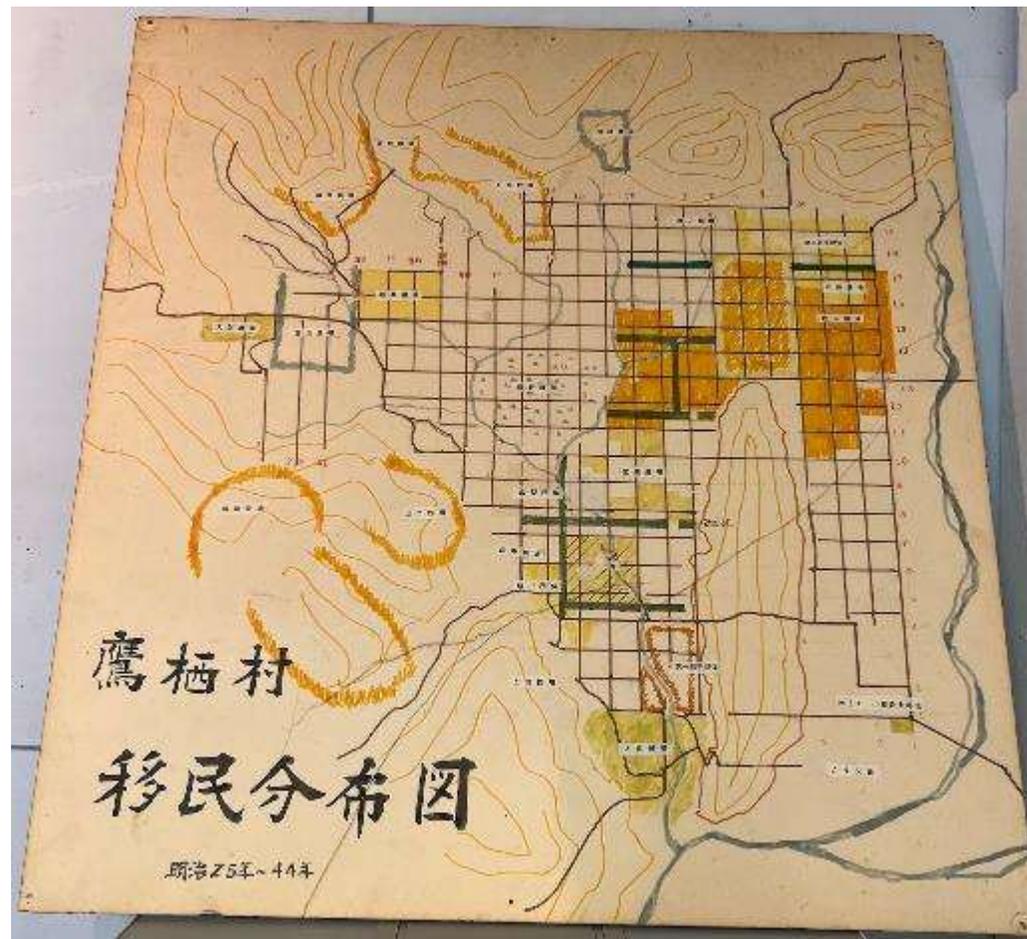
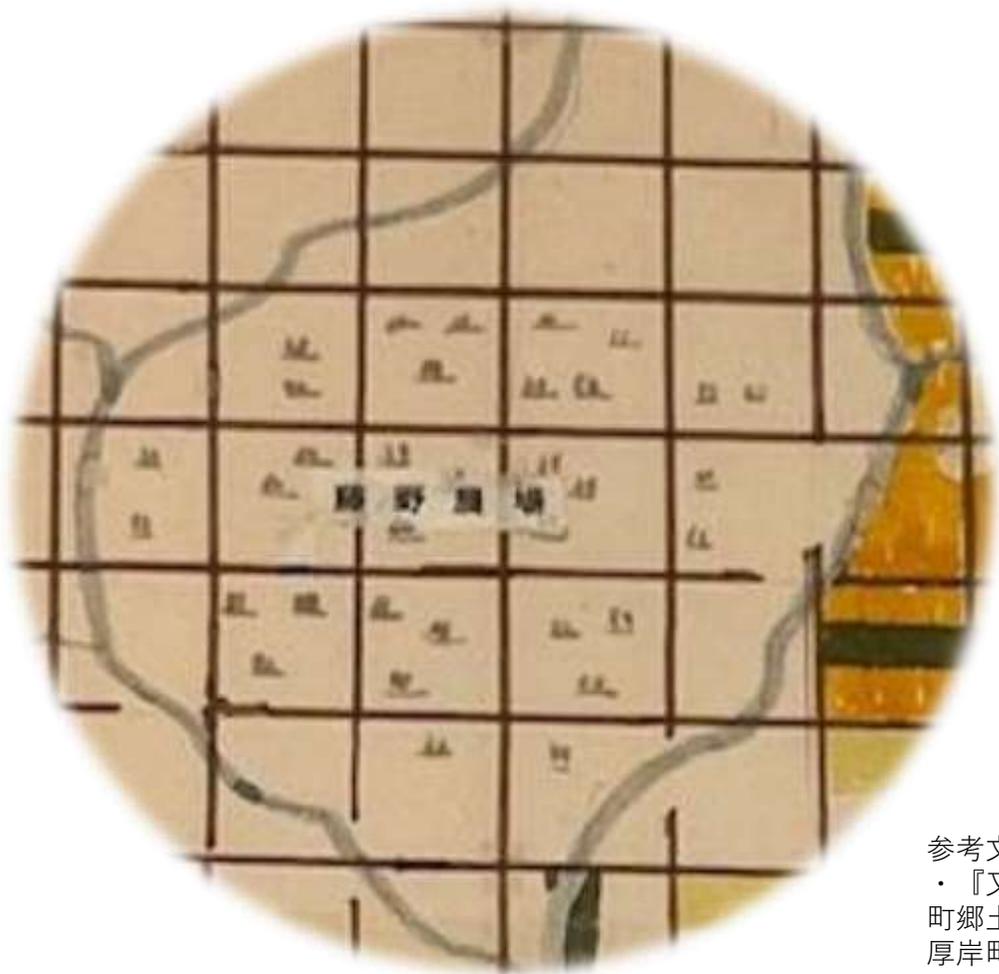


<https://toyosato-kanko.jp/spot/yutaka/>

鷹栖村移民分布図

○藤野農場

「藤野牧場鷹栖分場」ともいう。



郷土資料館展示パネル

参考文献

・『又十藤野家 蝦夷地・北海道での足跡を探る』（令和2年度道内博物館施設等連携事業(別海町郷土資料館・標津町ポー川史跡自然公園・根室市歴史と自然の資料館・羅臼町郷土資料館・厚岸町海事記念館・斜里町立知床博物館・利尻富士町教育委員会・稚内市教育委員会・枝幸町教育委員会オホーツクミュージアムえさし・松前町教育委員会)

藤野農場

○牧場から農場へ

明治34年(1901)に設置。牧草地約9.9ha開き、乳牛を入れ、牛乳は旭川町の販売所で販売していた。明治41年(1908)には、牧草地79.3ha、水田39.7haを成墾し、乳牛84頭を数えた。

明治42年(1909)には、牧場を閉鎖し、小作人を入れて水田耕作を目的とした農場経営に切り替えた。

○なぜ鷹栖に？

藤野の牧畜事業は、明治26年(1893)に網走オショップ(現鱒浦)で始まる。その後、隣接した紋別郡渚滑村に第二牧場が作られ、旭川にも牧場が整備された。

明治33年(1900)に旭川近郊の近文に陸軍第七師団が札幌から移転することになり、その師団長が藤野の網走牧場を視察した際に、師団への糧食供給のために牧場を開設するように奨励したことが発端。近文から鷹栖へ拡大した。



○美瑛でも

明治34年(1901)に設置。乳牛育成を行っていたが、大正3年(1914)に網走地方の漁業不振もあり、根室牧場に牛を移し、牧場を農場へ。水路改良、治水地造成、道路改良などを行い、小作人の育成と生活向上に力を注ぐ。

藤野農場

○住吉神社(藤野牧場鷹栖分場管理人事務所跡)

明治41年(1908)、藤野家が、大阪の住吉大社より神霊を奉祀して神殿を建立。拝殿は大正元年(1926)10月に小作人一同で建立された。昭和54年(1979)に移築改装され、鳥居も建てられた。

○住吉神社百年記念碑

【碑文】

明治四十一年、大阪人である藤野農場々主藤野四郎兵衛が、大阪の住吉大社より神霊を奉祀して神殿を建立したのが創始であり、拝殿は大正元年十月に小作人一同の奉仕で建立された。昭和五十四年に移築改装され、鳥居も建てられた。この社の神霊は底筒男命、中筒男命、表筒男命の三神と神功皇后であり、いずれも人間の幸を守る神である。

低生産地の藤野地区は、昭和六年、七年、九年、十年と冷害の連続で、農家経済の悪化はその極みに達し、負債整理対策の実行で、地域住民はその決意を守り神である住吉神社に誓いをたて、守護を祈っている。変革する情勢の中にあっても、氏子の強い絆で現在保持管理されている。

(平成二十年八月三十一日建立)



保存と活用にむけて

（登録有形民俗文化財）

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、**第三章第二節**（第五十七条及び第六十七条の二から第六十七条の七までの規定を除く。）**の規定を準用する**。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

文化財保護法〈登録有形民俗文化財〉

第三章第二節（第五十七条及び第六十七条の二から第六十七条の七までの規定を除く。）の規定

第二節 登録有形文化財

（有形文化財の登録）

（告示、通知及び登録証の交付）

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならぬ。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（登録有形文化財の登録の抹消）

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならぬ。

（登録有形文化財の管理）

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならぬ。

2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のために必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

（登録有形文化財の滅失、き損等）

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（登録有形文化財の所在の変更）
第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

（登録有形文化財の修理）

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

（登録有形文化財の現状変更の届出等）

第六十四条 登録有形文化財に關しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の輸出の届出）

第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導）

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

（登録有形文化財の公開）

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第六十九条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

文化財の名称	事 項	補助の内容	補助率
重要有形民俗文化財	伝承基盤整備	重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査に要する経費について補助する。地方公共団体又は所有者等を補助事業者とする。	補助対象経費の1/2
	管理・修理	重要有形民俗文化財の管理や修理に要する経費について補助する。所有者又は管理団体を補助事業者とする。	
	防 災	重要有形民俗文化財の防災設備の整備に要する経費について補助する。所有者又は管理団体を補助事業者とする。	
	保存活用整備	重要有形民俗文化財の保存に必要な施設の設置や展示設備の整備等に要する経費について補助する。所有者又は管理団体を補助事業者とする。	
登録有形民俗文化財	台帳整備 保存箱購入	登録有形民俗文化財の保護に資するための台帳の整備とそれに伴う保存箱の購入等に補助する。所有者又は管理団体を補助事業者とする。	
有形の民俗文化財	調 査	有形の民俗文化財の保護に資するための調査に要する経費について補助する。地方公共団体等を補助事業者とする。	

民俗文化財は、日本人の伝統的な生活に根差し、日々の暮らしの中で伝えられてきたもので、「自文化理解」のための貴重な文化資源であり、「過去」と「現代を生きる我々」とを繋ぐ大切な財産である。

- ⇒馬とともに生きてきた先人のころ、鷹栖の自然、風土を見直すことにもつながる文化財。
- ⇒地域の先人たちが成し遂げた成功体験の遺品。
地域のモチベーションの向上につながる文化財。
- ⇒自分たちの「宝」という認識が持ちつづけられるかどうか。
文化財の行く末を左右する。

「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」は、鷹栖の暮らしや農業の発展の過程を物語る貴重な資料群である。資料館での展示公開をはじめ、他地域との文化交流の核になる文化財としても、幅広い活用が期待できる。

鷹栖の装蹄用具及び関連資料の登録によせて
—保存と活用—

文化庁 民俗文化財調査官 加藤 基樹